

平成 26 年度 第 3 回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

日 時：平成 26 年 8 月 18 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：議会棟 2 階 第 2 委員会室

委員名簿（敬称略）			事務局出席者		
会 長	岩淵 康雄	医 師	福祉部	部 長	飯島 弘
副会長	深沢 孝志	社会福祉協議会	高齢者福祉課	課 長	清宮 勝弘
委 員	秤屋 尚生	歯科医師	介護認定班長	主 幹	島村 美恵子
〃	劔地 平子	民生委員・児童委員	介護認定班	主査補	足立 澄江
〃	瀬尾 潔	ボランティア団体	介護資格保険料班長	主 査	遠藤 和久
〃	鳥塚 キミ子	高齢者クラブ	介護給付班長	主 査	福山 利加子
〃	寺田 洋介	施設介護サービス事業者	介護給付班	主査補	前田 恭史
〃	大野 哲義	在宅介護サービス事業者	包括支援班長	副主幹	梶 敏夫
〃	濱田 はるみ	公募市民	包括支援班	主任主事	里吉 奏子
〃	中川 絹子	公募市民	介護予防班長	副主幹	山本 紀代子
〃	東野 正明	公募市民	介護予防班	主査補	領家 玲子
〃	田代 和美	公募市民	生きがい支援班長	主 査	渡部 友昭
〃	能代 裕	公募市民	生きがい支援班	主査補	田中 さくら子
〃	鈴木 雅之	学識経験者	生きがい支援班	主査補	阿部 徳彦
			生きがい支援班	主 事	中村 悠里

■委員欠席者：1名 秤屋 尚生

（敬称略）

◆傍聴者：2名

○高齢者福祉課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会をさせていただきます高齢者福祉課長の清宮でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、議事録作成のために録音しておりますので、あらかじめご了承ください。

会議に入る前に、配付資料のご確認をさせていただきます。

○事前配布資料といたしましては、

：会議次第

資料1：平成27年度介護保険制度の改正について

資料2：佐倉市地域包括支援センターの公募について

資料3：第三次地域主権一括法の施行に伴う条例の制定について

①(仮称)佐倉市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施する上で必要となる基準に関する条例

②(仮称)佐倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

資料4：平成25年度 介護給付実績見込みについて

○当日配布資料といたしまして

資料1補足：「低所得者の一号保険料の軽減強化」がございます。

また、前回の懇話会でお示したアンケート①～⑥の内、①②を除くアンケートにつきましては、最終確定版を配布する旨をご希望頂いておりましたので、③から⑥の「高齢者福祉及び介護保険に関するアンケート調査(介護サービス未利用者)」、「高齢者福祉及び介護保険に関するアンケート調査(特別養護老人ホーム入所希望者)」、「高齢者福祉及び介護保険に関するアンケート調査(介護サービス提供事業者)」、「高齢者福祉及び介護保険に関するアンケート調査(ケアマネジャー)」の4つアンケートにつきまして、確定版を本日配布させて頂いておりますので、確認の意味でお目通し頂ければと存じます。

以上でございます。それでは、ただいまより、平成26年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。

ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、規定によりまして会長が会議の議長を務めることとなっているようでございますので、私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

本日の会議には傍聴人がみえております。

本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。

本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することによろしいでしょうか。

～委員了承～

それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして議事を進めます。

議事（1）平成27年度介護保険制度の改正について、事務局より説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課

～資料1に沿って説明～

●会長

ありがとうございました。何か質問等ございますか。

●A委員

今説明のあった介護保険制度の改正について新聞に載っていましたが、平成27年度から佐倉市は具体的にどのように動き出すのですか。

○高齢者福祉課長

国が挙げている、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備という4項目について、市はそれを補完する

○高齢者福祉課長

形で進める方針です。

資料1の、「市として目指す方向性」の欄で一つ目に挙げている「費用の公平化」は、介護保険料にかかわる部分なので、国の示すものがある程度そのまま移行していきます。

二つ目に挙げている「地域包括ケアシステムの構築」では、今までの介護サービスの給付にかかわる部分もありますが、特に地域包括支援センターの運営の強化を柱とします。これについては、地域包括支援センターの条例についてもかかわってくることでありますので、この後詳しくご説明します。

次に、在宅医療・介護の連携についてです。在宅で介護をする、看取りをしていくという中で、医療と介護がどのように連携していくのかを目に見えるように、連絡協議会などを構築していかなければいけないと思います。なおかつ、それにかかわる分野での人材が不足しているのが現状ですので、人材確保が必要です。

最後に、認知症施策の推進については、佐倉市では医師会や薬剤師会等のかたが入った協議体を設けており、その中で佐倉市独自の認知症パスである、「さくらパス」が形としてはできあがっています。今後はその協議体をさらに発展させようとしています。

●B委員

補足資料1で、低所得者に対しては別枠で公費負担による軽減強化というものがありますが、それ以外に、国の財源措置はありますか。

○高齢者福祉課長

ありません。あくまで暫定ですが、国では平成37年の保険料を標準月額8,000円くらいと見込んでいます。佐倉市は平成37年には月額7,000円くらいになると想定しています。介護保険は、今までは所得の有無にかかわらず1割負担としています。例えば、健康保険も以前は1割負担でしたが、その負担割合は増加しています。国の全体の考え方というのは、介護保険も以前の健康保険と同じように負担割合を増やさないと立ち行かなくなってしまうというものです。お金のある人には応分に負担してもらえなければ介護保険が破綻してしまいます。介護保険制度は以前にも大きな改正を行いましたが、それ以上の改正を進めて

○高齢者福祉課長	<p>いる状況であり、その改正をもってしても状況が改善するのかわからない過渡期であると言えます。</p>
●C委員	<p>地域包括ケアシステムの構築が非常に重要だと思っています。</p> <p>個人的には高齢者福祉よりもむしろ少子化対策にお金を出すべきだと思っています。その中で、高齢者にかかわるお金をいかに削減するかというのは、地域力の活用、そして認知症の予防というのが非常に大事だと思いますので、その2点についてどう考えていますか。</p>
○高齢者福祉課長	<p>地域包括ケアシステムというのは、医療や介護が必要な方に切れ目のないサービスを提供することで、住み慣れた地域での生活をできる限り継続させようとするものです。</p> <p>そのために、全ての日常生活圏域にて特別養護老人ホームや、老人保健施設の整備をしています。それぞれが医療との連携をはかることで、地域包括ケアシステムの構築が進むと思います。</p> <p>また、ボランティアの中でも昔からやっていたいる組織の方々と、各地区社会福祉協議会がどう組み合わせさせてサービスを提供できるかというところにかかっていると思います。これらのことは1、2年ですぐに完全な形にできるものではありませんが、計画の中で時間をかけて整備するものだと考えています。</p> <p>市の地域包括支援センターや国の言うコーディネーターなど各方面をどう結び付けていくかというのが1番のポイントだと思っています。</p>
●A委員	<p>新しい事業がどこまでいくかわからないと思いますが、新しい事業をやるには人材が必要、税金が必要、年金も減るとのことですが、住民のお金がどんどん出ていくのではなくて、必要なところにだけお金を割り振って、そうでないところは削減していくというようにある程度の枠の中でやっていただきたいと思います。</p>
○高齢者福祉課長	<p>次回あたりの懇話会から保険料についてご意見を伺う予定です。今回は国の指針をご説明ということです。</p>

<p>● D 委員</p>	<p>補足説明をしていただいてイメージがわきました。2点質問があります。</p> <p>1点目、コーディネーターについてどのようなイメージを持っていますか。</p> <p>2点目、今現在は、ゴミ出しなどのサービスが各地域に公平にありませんが、これからの佐倉市の見通しをお聞かせください。</p>
<p>○ 高齢者福祉課長</p>	<p>コーディネーターについて、行政、包括、NPO、社会福祉法人等あらゆる団体を協議体として束ねるのは市だと思いますが、具体的にどのように進めていくのかは未定です。</p> <p>2点目は、ふれあいサービスとして佐倉市社会福祉協議会のほうで、各地区で取り組むようにと、立ち上げに関する助成を行っています。佐倉市社会福祉協議会に動いていただいていると認識しています。</p> <p>また、佐倉市シルバー人材センターのワンコインサービスという、高齢者の社会参加のための仕事の一環として行っているサービスもあります。</p>
<p>● E 委員</p>	<p>国は1万人くらいのコーディネーターを養成するというので、何でも知っているくらいの人を養成するのかなと思いますが、この人数で回していけるのか疑問です。</p>
<p>○ 高齢者福祉課長</p>	<p>コーディネーターだけではなく民生委員など周囲の方々と連携し地道に積み上げていくしかないと思います。</p>
<p>● F 委員</p>	<p>訪問介護や通所介護にかかわる介護認定はどうなるのですか。</p>
<p>○ 高齢者福祉課長</p>	<p>現行は、要支援1、2の方が介護予防に関する訪問介護、通所介護を利用されていますが、見直し後はそのまま横滑りで介護予防に関する訪問介護、通所介護を利用することとなります。</p>
<p>● F 委員</p>	<p>今回の改正の中では、生活支援サービスとして非常にあいまいな形でボランティアを挙げていると思います。例えば、掃除や洗濯などは高齢者クラブでできると思います</p>

● F 委員	が、その財源はどうなりますか。
○ 高齢者福祉課長	ボランティアなどが行う簡単な作業については、原則補助金を出して良いということになっています。
● F 委員	事業者であれば事業者責任で保険など全て行っていますが、ボランティアだと責任体制はどうなるのですか。例えば、今は高齢者クラブなどが空き缶拾い等をしていますが、その人材を介護など生活支援に向けても良いわけです。その場合、責任体制はどのようになるのか、それに対する費用はどこから出るのでしょうか。介護給付費から出すのであれば難しいと思います。
○ 高齢者福祉課長	財源は資料 1 にあるとおりです。
● G 委員	来年の 4 月 1 日に施行ですか。
○ 高齢者福祉課長	これは平成 30 年 4 月には全部移行しなければいけません。佐倉市としては、当初は早めに行動しようという姿勢でしたが、国のガイドラインにあいまいな部分があるため、ゆっくり進めた方が情報が多く得られて佐倉市にとってより有益だろうと考えています。施行自体は平成 27 年 4 月 1 日です。ただし、条例の中で猶予期間を定めて、実際に動くのは平成 29 年 4 月からを予定しています。
● G 委員	在宅医療をしている先生は佐倉に 5 人くらいしかいないのですが、ある患者のことを 365 日 24 時間みるという義務があります。しかしそれは現実的には不可能なので、お互いに連携して、「誰が何曜日にみる」など割り振らないとやっていけませんので、そういう状況を改善するように進めていきたいですね。
● 会長	議事(2)佐倉市地域包括支援センターの公募について、事務局より説明をお願いいたします。
○ 高齢者福祉課	～資料 2 に沿って説明～
● 会長	ありがとうございました。何か質問等ございますか。

● F 委員	事業所の増設、人員の増員があるということでしょうか。
○ 高齢者福祉課	人員の増員は考えています。
○ 高齢者福祉課長	<p>事業所の増設はありません。地域包括支援センターの人員配置などの条例をつくっていく形になります。条例を定める前に事業者の公募を行おうとしていましたが、延期としました。</p> <p>議事（3）にて詳細をご説明します。</p>
● H 委員	今、志津に改築中の建物がありますよね。あそこに地域包括支援センターがあつたら良いと思いますが。
○ 高齢者福祉課	そちらも議事（3）にてご説明します。
● 会長	議事（3）第三次地域主権一括法の施行に伴う条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。
○ 高齢者福祉課	～資料3に沿って説明～
● 会長	ありがとうございました。何か質問等ございますか。
● I 委員	先ほどコーディネーターというお話がありましたが、看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士の三職種の中でどういった位置付けになるのでしょうか。
○ 高齢者福祉課長	<p>コーディネーターは三職種とは別のものです。地域包括支援センターの役割というのは、24時間隙間の無い支援を行うことです。コーディネーター役を包括のかたに背負わせるのはさらに重荷になってしまいますので、別途配置すべきと考えています。</p> <p>地域包括支援センターの三職種については、今後条例化して配置基準を定めていくと、平成27年度には5つの地域包括支援センターで、三職種の人数を合計10人増員しないと国の示している設置基準を満たしません。我々もそのための財源を確保する必要があります。本来は設置基準を満たすべきですが、財源の関係もありまして理想と現実</p>

○高齢者福祉課長	がかみ合わない部分があります。そのためご意見伺いたいところでございます。
●G委員	根郷・和田・弥富を担当する南部地域包括支援センターの事務所面積は狭い上に、圏域は広い農村地帯なので、地域の人々の利便性を考えると支所のように増設して3施設にしたほうが良いと思います。
○高齢者福祉課	南部地域包括支援センターは、窓口にいらっしゃる住民のかたが非常に少なく、職員が実際に出向くという運営形態になっていますので、増設しても同じことになるかと思っています。
○高齢者福祉課長	地域包括支援センターを設置するにあたり、根郷・和田・弥富地区は面積の割に人口が少ないということを考慮して、一圏域とさせていただいています。
●会長	他に何かご質問はありませんでしょうか。 無いようでしたら、議事（4）平成25年度 介護保険給付実績見込みについて、事務局より説明をお願いいたします。
○高齢者福祉課	～資料4に沿って説明～
●会長	何か質問等ございますか。
●F委員	26年度の8月になりましたが、26年度がおよそ半年過ぎたところで、施設系サービスの給付費はだいたいいくらですか。
○高齢者福祉課	申し訳ございません。資料が手元にありませんが、月額およそ2億5,000万円～2億7,000万円支出しております。
●F委員	第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定の際は介護保険の検討会がありました。第6期でも行う予定はありますか。
○高齢者福祉課長	介護保険についてはご意見がたくさんあるかと思いま

○高齢者福祉課長	すので、必要に応じて合同部会の開催を考えております。
●D委員	表の見方だけ確認です。1人が訪問介護を15回くらいしか使わないというピンときませんが、そういうことで合っていますか。
○高齢者福祉課長	合っています。
●J委員	アンケートが郵送されて、返送したところ、その結果によるアドバイスや「あなたはどこの地域包括支援センターが担当です」といった返信がありました。アンケートの結果にアドバイスが返送されてくるのは初めてだったので、すごく良い取り組みだと思いました。
○高齢者福祉課	それは、今回の懇話会でご覧いただいているアンケートとは別に、介護予防事業の対象者を把握するために行っている「はつらつ生活チェックシート」の事です。その結果に基づいたアドバイスと、地域包括支援センターのご案内をお送りしています。
●E委員	アドバイス表には、平成24年度と今回の結果の比較が載っていて良かったですね。
●C委員	もし福祉に関して何も資格がない者が、介護のボランティアをしたいというときに、どこに相談すれば良いのでしょうか。
●深沢委員	佐倉市社会福祉協議会です。社会福祉協議会がその点に関して検討を始めているところです。
●C委員	私は、市民カレッジに入っていますが、そこでもボランティアを色々やっているようです。どこか取りまとめているところがあるかと思ひまして質問しました。
●D委員	佐倉市社会福祉協議会にボランティアセンターというのがありまして、ボランティアでやりたいことを登録すれば、コーディネーターがマッチングをします。社会福祉協議会にご相談ください。

<p>●会長</p>	<p>何か質問等ございますか。 本日の議事について、ご発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますがいかがでございましょうか。 もし、無いようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>3. その他 その他でございますが、事務局より何かありますでしょうか。</p>
<p>○高齢者福祉課</p>	<p>次回の懇話会についてですが、11月10日（月）に開催したいと考えております。委員のみなさまにおかれましては、ご都合等いかがでしょうか。</p>
<p>●会長</p>	<p>異議が無いようでしたら、平成26年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思っております。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。</p>